

## 令和6年度第1回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会 議事録

開催日時：令和6年7月8日14時から15時40分

開催場所：福祉センター4階 研修室

出席委員：佐久間委員・高橋委員・市川委員・水野委員・岩下委員・白濱委員・小竹委員  
内田委員・藤平委員・山田委員・河島委員

オブザーバー参加：千葉家庭裁判所 澤田主任書記官

### 【福祉総合相談課 春田課長】

これより、令和6年度第1回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を開催します。本日司会を務めます福祉総合相談課長の春田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、この度は大変ご多忙の中、委員を引き受けていただき、心より感謝申し申し上げます。委嘱状を机上に配付させていただきましたが、委嘱期間につきましては、当初6月21日からご案内しておりましたところですが、7月1日から3年間という期間で令和9年6月30日までとなっておりますので、ご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは改めまして、ただいまから、八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を開催させていただきます。

本協議会は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領の規定に基づき、会議を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめ、ご了承ください。

なお、傍聴の方はいらっしゃいませんでしたので、ご報告申し上げます。

開会に先立ちまして、服部市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長挨拶)

### 【福祉総合相談課 春田課長】

続きまして、委員及びオブザーバーの皆様をご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、一言ごあいさつをいただければと思います。

(委員・オブザーバー紹介)

(八千代市権利擁護連携支援センター職員紹介)

(事務局職員紹介)

### 【福祉総合相談課 春田課長】

ここで、服部市長につきましては他の公務がございますので、退席させていただきます。それでは議事に移らせていただきます。

本協議会は、協議会設置要領第5条の規定により会長が議長になることとなっておりますが、本日は初めての協議会のため、会長、副会長が選任されていない状況です。つきましては、会長が選出されるまでの間、事務局にて議事進行を務めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。異議がないようですので、議事進行は山本健康福祉部長にお願いしたいと思います。

**【健康福祉部 山本部長】**

改めまして健康福祉部長の山本でございます。会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは会長及び副会長の選出に入ります。会長副会長の選出につきましては、本協議会設置要領第4条の規定により、委員の皆様の互選により定めることとなっております。

まずは会長の選出についてお諮りいたします。どなたか立候補もしくはご推薦いただける方はいらっしゃいますか。

**【市川委員】**

会長に佐久間先生を推薦いたします。

**【健康福祉部 山本部長】**

ありがとうございます。市川委員から、佐久間委員を会長にというご推薦をいただきましたが、皆様、会長に佐久間委員とのことですがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、佐久間委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

**【佐久間委員】**

はい。

**【健康福祉部 山本部長】**

ありがとうございます。それでは、会長は、佐久間委員に決定をさせていただきます。会長の選出がなされましたので、この後の議事進行は佐久間会長にお願いしたいと思います。

**【佐久間会長】**

ただいま、会長を務めさせていただくことになりました弁護士の佐久間です。皆さん、改めてよろしく申し上げます。ここからの議事を進めさせていただきます。

続きまして、副会長を選任したいと思います。この件については、立候補もしくは推薦等ありましたらお願いします。

**【山田委員】**

よろしいでしょうか。副会長にNPO法人成年後見なのはなの内田委員を推薦します。

**【佐久間会長】**

内田委員を推薦ってお話でしたが、皆さんいかがですか。

(異議なし)

それでは、内田委員、お願いいたします。こちらで、一言挨拶だけ簡単をお願いします。

**【内田副会長】**

ただいま、副会長ご推薦いただきました成年後見なのはなの内田です。微力ながら頑張ります。よろしく申し上げます。

**【佐久間会長】**

会長、副会長が決まりましたので、議事を進めていきたいと思っております。会議の次第ということで、3の協議、検討、意見交換ということで、まず協議会委員、所属団体等の紹介ということになりますが、この件の進め方について、説明をお願いいたします。

**【福祉総合相談課 品川主査】**

福祉総合相談課の品川です。本日はよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

それでは私の方から説明させていただきますと、まずこの協議会の位置付けですが、国の第2期の成年後見制度利用促進基本計画によりますと、各地域において、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関団体が連携体制を強化し、これらの機関、団体による自発的な協力を進める仕組みとされております。

この協議会の構成をどうするかについては、昨年度、検討しまして、司法、医療、福祉、行政がバランスよく構成され、かつ、すでに権利擁護支援に携わっていて、本市の方向性や施策と一緒に考えていただきたい団体に推薦依頼をさせていただきました。

まず、それぞれの委員や各団体がどのような活動をされているのかを知らない、連携体制の強化や、協力していくというところも少し難しいかなと考えておりましたので、先にこの機会を設けさせていただきました。

事前にご案内差し上げましたが、推薦元の団体やご自身の活動などの紹介を3分程度でお願いできればと思っております。

事務局にデータで資料送っていただいたものにつきましては、机上に事前に配布させていただいております。

机上の方に置かせていただいている出席名簿順にお願いいたします。マイクの方もお手元に3人に1本ずつ用意させていただいておりますので、そちらの方を使って、ご紹介していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

**【佐久間会長】**

出席者名簿の上から順番に進めていきたいと思ひます。そうすると、私からになりますので、まず始めたいと思ひます。

先ほど申し上げた弁護士会の方からこの協議会に出席させてもらっています。皆さんもご存じかもしれませんが、弁護士会というのは、弁護士が必ず所属しないといけないものになります。また、その中でも様々な分野について、担当する委員会というのがありまして、成年後見関係につきましてはこの高齢者・障がい者支援センターという委員会が所管するという形になります。現在、私はその委員長をやらせていただいております。

日頃から家庭裁判所とは成年後見関係の推薦であったり、実務のやり方などの対応について、日々協議させていただいております。

特に近年は利用促進の関係で、各市町村で八千代市のような会議関係、受任調整の話や協議会を立ち上げるなど、そのような関係の会議に協力させていただく機会が多くはなっています。

そういうことで、八千代市の立ち上げは比較的遅かったのですが、せつかく機会ができましたので、今後も協力していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次にリーガルサポートさん、お願ひできますか。

**【高橋委員】**

リーガルサポートの代表で参りました司法書士の高橋と申します。

リーガルサポートという団体は、全国の司法書士で構成されており、都道府県ごとにそれぞれ支部が定められております。今回、お手元の資料で、リーガルサポート千葉県支部についてという資料があると思うのですが、私はリーガルサポートの千葉県支部に所属しており、その団体から出席しております。リーガルサポート千葉県支部の概要というところに書いてありますとおり、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、これが全国展開するリーガルサポートの法人なのですが、1999年12月に、高齢者、障害者がみずから意思に基づいて、安心して日常生活を送ることができるよう支援し、もって、高齢者、障害者等の権利擁護及び福祉の推進に寄与することを目的として全国の司法書士によって設置されております。リーガルサポート千葉県支部はその支部のひとつです。

会員は、司法書士後見人として判断能力が減衰している高齢者や障害者の皆様と直接関わりながら、ご本人の財産の利益を図るため、身上監護と財産管理を行う重要な役割を担っています。公益活動については、成年後見制度申立手続き等の相談、親族後見人養成講座、講演会や

説明会、シンポジウムの開催、地域包括支援センター等行政や福祉、医療関係の皆様と協力しながらの虐待防止、高齢者、障害者の権利擁護のための支援活動、書籍の発行等成年後見制度普及活動、成年後見制度の改善研究、提言活動、市民後見人養成支援活動、成年後見の社会化推進活動を行っております。以上で紹介を終わります。

**【佐久間会長】**

ありがとうございます。次にばあとなあさん、お願いできますか。

**【市川委員】**

社会福祉士会ばあとなあから参りました市川と申します。よろしく申し上げます。

私自身、八千代市の中で一番北のところに住んでおります。社会福祉士会の中のばあとなあという組織は、成年後見制度に特化をした団体であります。会員は千葉県内で360人を超えましたが、八千代市で何人いるか数えましたら、ちょうど10人でした。

その10人のうち、成年後見制度が始まったときからスタートされている方々は、皆さん70歳を超えられまして、実際に動ける方は5人いるか、いないかという感じだろうと思いません。三士会ですと、弁護士や司法書士の先生、お二人とも専門職で動いていらっしゃる方が多いと思いますが、社会福祉士の場合、社会福祉士だけの事務所を持っているという人の方が少ないのです。ケアマネもやっていらっしゃる方や施設、病院の中で相談員とかで動いていらっしゃる方もいらっしゃいます。ワーカーさんとして動いていらっしゃる方もいらっしゃいます。それ以外に行政書士とかの方々に、社会福祉士会の方に参加をされている方もいらっしゃいます。

社会福祉士だけで食べている人間の方が少ないものですから、収入のことを考えてしまうと本業の方からの収入が多いものですから、そちらをおろそかにすることはできないので、よくリーガルサポートの先生方からはボランティアみたいな仕事をしているとよく言われます。でも、そうならざるをえないということもあるのですが、実際にやると、社会福祉士が一番いいことというのは、1ヶ月に一回は必ず本人の顔を見なさいというのは、必須なのです。

コロナの時には会えないと言われて仕方がなくて会いに行けなかったことはあるのですが、コロナが今は落ち着いてきておりますので、よほどのことがない限りは、1ヶ月に1回は必ず本人に会って、本人も今何を考えているのかというようなこと聞き取っていくというのは社会福祉士の強みではないかなというふうに思います。

私自身、社会福祉士会のばあとなあの運営委員会の運営委員になりました。また、今、本庁エリアのコーディネーターをしております。少しでも情報を家庭裁判所からいただいて、それで引き受けてくださる方に納得してから受けていただくように今一生懸命心がけております。これからもよろしく願いいたします。

**【佐久間会長】**

ありがとうございました。次に近隣医療機関等連携協議会から水野委員お願いします。

**【水野委員】**

近隣医療機関等連携協議会から参りました水野と申します。よろしく申し上げます。

お手元にある資料の中の在宅医療介護連携ガイドブックの19ページになりますが、下のところに書いてある7ヶ所、1ヶ所は千葉市の最成病院も入っているのですが、この7医療機関のいわゆるソーシャルワーカーや看護師が集まって情報共有をしたりとか、会議をするということをやっております。そこの中の推薦ということで、私が参加させていただくことになりました。普段は島田台総合病院というところで、医療ソーシャルワーカーをしております。

こちらも病院なので、いろんな患者さんが搬送されてくる中で、いろいろな生活課題を抱えていらっしゃる方が、一人暮らしの認知症の方も運ばれてくる中で、我々も支援にあたっております。そして、必要性を感じている中で今回お話をいただきましたので、この協議会では、いろいろ意見を出させていただいて、少しでも貢献できればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

**【佐久間会長】**

ありがとうございました。続いて、5番目、認知症疾患医療センターから岩下委員お願いします。

#### 【岩下委員】

資料配らせていただきましたけれども、八千代病院のパンフレットとなっております。1枚めくっていただくと認知症疾患医療センターのチラシも入っていますが、当病院は精神科単科の病院にはなっているのですけれども、元々、認知症の専門病棟があったのもあるのですが、医師の三浦が着任してからは県から認知症疾患医療センターの指定を受けさせていただいて、認知症の方の鑑別診断であったり、初期対応だったり、また、地域の方たちに向けた研修の企画ですとかも認知症疾患医療センターでやらせていただいております。

やはり、精神科単科の病院ということもあるのですが、最近は権利擁護を意識しないといけないと思う相談も入っておりまして、高齢者の方も障害者の方も、単身の方で在宅ではなかなか難しいのではないかと周りは思っているけれども、本人はそうは思っていない方の相談とかもたくさん来ています。少しでもこういった協議会の中で情報を得させていただいて、また、必要であれば、こちらの情報をお話させていただいてと思っております。よろしく願いいたします。

#### 【佐久間会長】

ありがとうございました。続いて、6番目、八千代市介護サービス事業者協議会から白濱委員、お願いします。

#### 【白濱委員】

よろしく願いいたします、白濱と申します。

いつもはケアーズ居宅介護支援事業所でケアマネジャーをしています。私の方の説明はパワーポイントの資料を見ていただければと思います。私は事業者協議会の代表として出ているのですが、ケアマネ・ネットワークという八千代市のケアマネジャーの職能団体の会長もしていますので、そちらもあわせてご紹介させていただければと思います。

まず、八千代市介護サービス事業者協議会は、八千代市内の約150ある介護サービス事業所が加入している職能団体になります。

個人ではなくて法人事業所単位で加入しているという団体になっています。何をしているのかというと、目的としては介護サービス事業者が連携及び情報の共有を行う。そして、良質で安定的な介護サービスの供給体制を確保する。介護サービスの質の向上を図るということで、介護サービス事業所としては、ヘルパーの会社であったり、施設、グループホーム、小規模多機能なども入っています。ここの中に、居宅介護支援事業所、私たちケアマネジャーが属しているところも入っています。いろいろな部会に分かれて研修会をやったり、おむつのあて方とかいろいろ勉強しているところです。最近は職員の離職とかもありますので、ストレス軽減をどうしようかみたいな研修もやっています。

次に私が会長をしていますやちよケアマネ・ネットワークですが、八千代市内に大体今140名から150名くらいケアマネジャーがいるはずなのですが、ケアマネジャーの個人で入っているケアマネジャーだけの八千代市内唯一の職能団体になります。

やちよケアマネ・ネットワークというのは平成11年10月の設立以降、現在に至るまで、八千代市における質の高いケアマネジメントの実現のため、ケアマネジャーの資質向上を図るとともに、豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とした八千代市内唯一のケアマネジャーの職能団体となっておりまして、会員はすべてケアマネジャー、現在約140名います。

こちらはケアマネジャーに特化した研修会と調査、例えば、先ほどコロナの話がありましたけど、コロナのときに、病院以外でも施設に行かなきゃいけないので、介護タクシーはどこが頼めるのかなみたいなのがあったので、タクシー一覧みたいなものを作ったりとかして、ケアマネジャーに有意義イコール地域にとっても有意義な資料の作成や研修等を行っています。

地域の要介護、要支援者を担当するケアマネジャーがサポートすることで、地域共生社会の実現に貢献できればと思って日々活動しています。手前みそになりますが、実はケアマネ・ネ

ットワークのほうが歴史は古いです。その後に事業者協議会ができています。

八千代市介護サービス事業者協議会とやちよケアマネ・ネットワークは八千代市の高齢者福祉を支える両輪として活動しています。

ケアマネジャーは公正中立が求められていますので、できるだけそこを保つために八千代介護サービス事業者協議会が設立された後も、独立した職能団体として活動しています。

ただ目指しているところはみんな一緒に、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現を目指して、多職種連携、切磋琢磨を今両方でしていく形になっていますよろしく願いいたします。

#### 【佐久間会長】

ありがとうございます。それでは、7番の八千代市障害者自立支援協議会から小竹委員、お願いします。

#### 【小竹委員】

身体障害者福祉会の小竹と申します。よろしく願いいたします。私どもの法人は米本にありまして、はばたき職業センターというB型の事業所と、私のいるところはこの福祉センターなのですけれども、手話通訳の方とか、市内の身体障害の方々の支援をしている事業者であります。

推薦の経緯としますと、私は自立支援協議会の1人でありまして、自立支援協議会の中で、推薦にあたって皆さんの目が私にむけられたこともあって、私でどこまでできるかなって思っているところです。その理由の1つとしましては、私どもの団体は身体障害者福祉会ということで、特に身体の障害に特化した支援をしているところであります。この協議会の関係ですと、やはり知的障害者や精神障害者の方の支援を進めるべきかなと思いつつも、自分の経験を発言できるよう、うなずいたところがあります。

特にきらめき支援センターという事業所の方には、相談支援ということで、地域の障害者の方々が障害福祉サービス等利用する際の相談支援を行なっていますので、そこで聞き得た話を、この会議に、現場の声として伝えられるのが一番かなと思って参加させていただいております。計画相談に関わる中でも、お父さんお母さんがやはり高齢で、成年後見に対する拒否感ではないのですけれども、なかなか受け入れがたいケースとかもありますので、その辺で皆さん方からお知恵をいただきながら、日々の業務に活かせればと思っております。よろしく願いします。

#### 【佐久間会長】

ありがとうございます。次、8番で法人後見実施団体ということで内田委員、お願いします。

#### 【内田副会長】

成年後見なのはなの内田です。当法人は平成18年に法人として後見人を受任するという目的で設立された団体です。平成18年から18年が経過しまして、法人後見では累計で1500件を超える件数を受任しております。今現在は亡くなった方もいらっしゃいますので、大体660件の法定後見の案件を支援しているという状況です。

私は副理事長とともに新規のご相談を対応する後見推進室というところの室長を兼務しております。先週なのですけれども、千葉県内のある市の包括の方から連絡ありました。

そこの市は成年後見センターや中核機関もないというような状況で、後見制度が必要なご本人がいて、姪が親族で1人いらっしゃる。その姪が後見人をつけたいということで、後見人をつけたいとある団体に相談に行ったら、この方についてくれる後見人はいないとの回答で、もう話がそれで頓挫してしまったと。そして、どこか相談するところはありませんかということで、うちにご連絡が来たということもありました。

後見制度が始まって24年経過しておりますけれども、行政のサポートがないところは未だにそういう状況になってしまうのだということを改めて痛感しました。

この八千代市で中核機関等ができて、八千代市の皆さんの安心の材料になればというふ

うに思いまして、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**【佐久間会長】**

ありがとうございました。続いて9番、障害者基幹相談支援センターの藤平委員、申し上げます。

**【藤平委員】**

資料は八千代市障害者基幹相談支援センターについてというものになります。改めまして、八千代市役所障害者支援課の藤平と申します。今回このネットワーク推進協議会には、基幹相談支援センターの職員として参加をさせていただいております。

なぜかと申しますと、基幹相談支援センターは、他市では外部に委託をしているところがほとんどなのですが、八千代市では、市が直営で行っているからです。

この基幹相談支援センターにつきましては、障害のある方などが住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関する様々な相談を総合的に受けるところです。

また、地域の方や関係機関と連携して、障害のある方を地域全体で支える地域づくりも担うものとされています。

八千代市における経緯としましては、市のみならず、地域の関係者の方が集まる自立支援協議会というのがありまして、その会議体の中でも、当初委託も含めて、重ねてきたところでもあります。その結果として、当初は生活困窮者自立支援制度の相談窓口開設と併せまして、平成27年4月に福祉総合相談室、現在の福祉総合相談課なのですが、そちらで市の直営として始めました。

その後、平成30年の4月の組織改正の中で、福祉総合相談室から障害者支援課の方に、基幹相談支援センターの機能が移ることとなり、その当時は、ヘルパーや施設入所支援などの具体的なサービスの支給決定事務を行う職員の方で相談業務も担っていました。

ちょうど今年度から具体的なサービスの支給決定事務と相談業務を切り分けまして、現在は精神保健福祉士、社会福祉士、保健師の3名で、基幹相談支援センターとしての業務にあたっております。

そのうち1名は実務経験を必要とする主任相談支援専門員の受講も修了しております。

次にセンターの主な機能は以下の4つです。

書いてあるとおりなのですが、1つ目に障害者に対する総合的専門的な相談支援。2つ目に、地域の相談支援体制の強化の取り組み。3つ目に、地域移行、地域定着の取り組み。4つ目に権利擁護虐待防止ということで、基幹相談支援センターの中に、権利擁護の機能も含まれております。

その中で、日々、最初はどんなサービスを利用して良いかわからないような方からの相談から多問題がある方の相談を受けているところですが、実情としましては、4月以降、新規の相談件数は毎月、50～60件ぐらいありまして、そのうち、権利擁護に関するケースは月1件程度です。

相談としてはそう多くは上がってないのですが、これは日々、直接障害のある方に関わって支援していただいている皆様の対応だと思っはいるのですが、やはり今後は、緊急対応が必要な方の相談が入ってきたときに、基幹相談支援センターとして、権利擁護のところを支援していくことも出てくると思っております。

正直、今までは職員の異動もある中で、なかなか権利擁護についての支援が積みあがってきていないところは、あるのですけれども、今回こういった協議会ができたことでもありますので、ぜひ皆様の助言等をいただきながら、より良い支援をしていきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

**【佐久間会長】**

ありがとうございました。続いて10番、地域包括支援センターの山田委員、申し上げます。

**【山田委員】**

村上地域包括支援センターの山田です。お手元に青いパンフレットをご用意いただけますでしょうか。日頃から、皆さんにはお世話になっているのですけれども、地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、個別の相談援助、地域づくり等を行いながら、地域包括ケアシステムや共生社会の実現に向けて活動している機関になります。八千代市では地域包括支援センターは市から委託を受けておりまして、八千代市は7圏域6か所、地域包括支援センターが設置されています。パンフレットの裏面に各センターが書いてあります。

高齢者のお住まいの地区が相談窓口になっています。相談の内容に関しましては、権利擁護でいいますと、高齢者虐待や成年後見制度の相談の対応をしております。後見制度に関しましては、後見制度はどのようなものなのかとか、使った方がいいのかなといった相談も少し増えてきていますが、多くの場合は、相談からニーズを整理して、後見制度が必要ということであれば、制度を活用する支援をしていくということが多くなっている状況でございます。この協議会を通しまして、権利擁護に関する体制や連携が強化されればいいのかなと思っておりますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

**【佐久間会長】**

ありがとうございました。続いて11番、八千代市権利連携支援センターの河島委員、お願いします。

**【河島委員】**

皆さん、こんにちは。八千代市権利擁護連携支援センターの河島といいます。本年の4月、八千代市より、連携支援センターの運営について受託をいたしました。管轄としては社会福祉協議会の相談支援課の中に権利擁護係をこの4月から設置いたしました。

法人としては、平成27年1月から後見事業を立ち上げて、約7年3ヶ月ぐらいですかね、運営をして参りました。その成年後見事業のときには、今の委員さんですと、市川委員が成年後見の運営委員として協力をいただきました。八千代病院の三浦先生のお名前が先ほどあがりましたが、三浦先生にもたいへんお世話になりました。

受託にあたって、成年後見事業については、権利擁護連携支援センターの機能の中に含まれて、引き続き継続していくという形になります。また、県社協からの委託事業である日常生活自立支援事業、こちらについても一体的に取り組むために、この連携支援センターと同じ権利擁護係の中で実施をするということになります。

今後についても、権利擁護全体ととらえて、その推進に努めて参りたいと思いますので、よろしく願いします。

**【佐久間会長】**

ありがとうございました。委員としては以上です。オブザーバーの家庭裁判所の澤田さんより、一言お願いします。

**【千葉家庭裁判所 澤田氏】**

千葉家庭裁判所になります。オブザーバー参加という主旨について簡単に説明させていただきますと、裁判所は司法機関ということで、中立であり、公平な立場が求めるものですから、協議会等の意思決定に関与するのは望ましくない、関与しないというスタンスで、全国的にオブザーバー参加というような立ち位置をとらせていただいております。

そうはいいまでも、第2期計画でいうところの地域連携ネットワークの一翼を家庭裁判所は担っておりますので、関係機関の皆様、それから八千代市役所や市社協など自治体の皆さんと、裁判所としましても地域の身近な機関等で連携させていただいて、後見制度の運用改善に努めていきたいと考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。

**【佐久間会長】**

ありがとうございました。せっかくですので、今日いろいろ聞いて実情を初めて聞いたって

いうところもあると思うのですが、これを機会にお互い連携できるようにしていただけないのかなと思います。

次の議題ということで（２）ですね。八千代市の協議会、中核機関についてということで説明があると思いますが、事務局お願いできますか。

**【福祉総合相談課 品川主査】**

私からは厚生労働省の作成した市町村職員を対象とするセミナーのパワーポイントの資料と資料①から③を使って説明をさせていただきます。これまでもご協力いただいていた委員の方には、前にも聞いたことのある説明かもしれませんが、ご了承ください。

まず、厚労省のパワーポイントの資料の右下に40と書いてあるページに中核機関の役割が記載されております。中核機関は、権利擁護の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制を指すものです。そこでは、相談を受け、専門的な助言を確保しつつ、権利擁護支援の内容を検討し、コーディネートをしていくものであり、また、協議会の運営等を行なって関係者のコーディネートをを行うものとされています。

八千代市では、この3つある〇の中のうち、真ん中の部分の大半が、八千代市権利擁護連携支援センターにあたりますので、資料①を使って説明いたします。こちらは社会福祉協議会に委託して設置しているものになりますが、今年4月に開設しました。成年後見制度以外の権利擁護支援に携わっていくことも視野に入れて、名称は、後見支援センターではなく、このようにしております。

資料中段の連携支援センターが担う業務のうち、多くは元々、社会福祉協議会に委託していた事業であり、さきほど説明した中核機関の役割とされる機能が含まれております。

順をおって説明しますと、①の相談支援業務になりますが、これは市としての相談窓口をどのようにするかといった時に、このセンターは2次相談窓口として専門職等からの専門的な相談を受ける位置づけとしております。一次相談窓口は高齢者は地域包括支援センター、障害者は基幹相談支援センターとの位置づけです。特に在宅の方で成年後見制度等を必要とする方は他にも課題を有することが多く身近なところで相談できる方がよいことや市全体の支援者の制度理解の底上げを図っていききたいことなどが理由となります。権利擁護連携支援センターでしっかりとバックアップしながらすすめていきたいと考えております。

②の申立て手続きの支援業務につきましては、本人申立や親族申立のサポートを行うものですが、専門職の代行とならない範囲で行なっていくものです。

裏面の③の制度の普及啓発などはこれまでと同様にやっていきます。

④の市民後見人の養成や支援についてです。市民後見人の説明を簡単にしますと、一般市民の方が養成研修を受講して、成年後見制度等に必要な知識を得て、成年後見人等として活動される方を指します。本市では現在、5名の市民後見人の方が活躍しており、現在、第2期生の方も受任に向けて準備している段階です。一方で、課題として、養成研修を実施しても応募が少ない、受講される方も高齢の方が多い、受任できるようになるまで時間もかかり受講者や開催する側の双方の負担が大きいなど挙がっており、養成方法などをどうしていくかは検討していきたいと考えております。

⑤のネットワーク構築業務のうち、アとイが大きく変わった点になります。アはこの協議会を指しますので後ほど説明します。イは受任者調整及びチーム支援ということで、これまで本市では十分に出来ていなかった部分になります。これまで市長申立も含め、成年後見制度などの利用を検討する場合、全てではありませんが、市・社協・関係者で打ち合わせをして、支援の方向性、後見申立の有無や後見人候補者など決め、後見人が決定したら、後は後見人任せといったことがございました。また、関係者が集まっても、本人の拒否、経済的な課題、虐待などの家族関係の問題などにより、制度利用に結びつかないといったケースも散見されました。今回、センターの設置に伴って、定期的なケース検討会を開催することとし、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職の方にご意見をいただきながら検討を行い、また、制度の利用前から利用後までチームで本人の支援をできる体制を整えていきたいと考えております。このケース検討会は今月末に第1回を開催する予定で、運用方法などはいろいろ試しながらやっていきたいと考えております。

次のウの権利擁護に関する情報の収集や提供はここに書いてあるとおりです。

エの各機関との連携の中には、日常生活自立支援事業との連携を含めております。八千代市では日常生活自立支援事業の待機期間が6か月以上となっており、様々な関係機関の方から、必要なタイミングで利用できないとの声をいただいております。この事業は県社協の事業で市社協が窓口となって行なっているものなので、この権利擁護連携支援センターの業務ではないのですが、社協の同じ相談支援課で事業を行っていることから、うまく成年後見制度へ繋げていける仕組みを作っていきたいと考えております。

オの成年後見人等への支援としては、主に親族後見人や市民後見人のサポートをしていくものです。

⑥の法人後見の受任業務ですが、一定の収入や資産があって報酬助成の対象にはならないものの、負債等もあって報酬を受けられる見込みがない方などは、受任者がなかなか見つからないケースなどがあります。また、先ほど少し説明をした市民後見人は、社協のバックアップのもとに活動してもらっており、八千代市では、一度、市社協で受任をして当面の課題が解決した方を市民後見人に引き継ぐ形をとっています。そのため、ここに書いてあるような方について法人後見として受任してきます。

⑦はその他の面でもいろいろと市と協力しながら進めましょうといったもので、これらの①から⑦の業務をセンター業務として、市社協に請け負っていただいております。

次に資料②をご覧ください。各団体の紹介をしていただく時にも説明しましたが、この協議体は「専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体」とされております。

他自治体では、協議体の実施運営自体も市社協などに委託をしているところも多いのですが、本市においては市の施策への反映なども考えて、全てを委託するのではなく、協議体は市が主体的に行う形で設置しております。

次に、この協議会で取り扱う事項についてです。さきほど、各団体の紹介がありましたが、よく知っている団体もあれば、初めて耳にする団体もあったかと思えます。今回出席していただいている委員の皆様は、それぞれの機関で中核的な立場の方になりますので、まずはそういった方々がお互いを知るところから始めていければと思います。これまで個別のケースごとに個々の繋がりがあったと思いますが、この協議会の設置により、団体同士が繋がれる関係を作っていきたいと考えております。

また、設置されたばかりの権利擁護連携支援センターを含む中核機関の取組状況に対するご意見や、この後の議題とさせていただいている市計画に対してのご意見なども頂戴して、市の施策に反映していければと思っております。そうすることで、まだ細い繋がりであるネットワークを太くしていき、来年度以降の話になると思いますが、権利擁護に関する市の課題などに対する協議や体制整備を進められればと考えております。

次回は冬頃の開催になると思いますが、中核機関の取組状況と市計画についてご確認いただくとともに、この資料の一番下に記載している団体などにもお声がけをして、交流会・名刺交換会のような機会を設けられればと思っております。

この協議会自体も市町村によって、参画している団体ややり方も異なるので、出席していただいている委員の皆さんが、時間の無駄だったなと思わないように工夫をして、メリットがある形で実施できればと思っております。

続きまして、資料③をご覧ください。こちらが八千代市の中核機関の簡単なイメージになります。中核機関の設置にあたっては、市町村によって、直営、委託、一部委託、広域など設置パターンがあるのですが、本市は全委託に近い一部委託、ほぼ委託といった形での設置となりますので、しっかりと連携支援センターと連携を図って体制を整えていきます。

次に、さきほども説明した本市における権利擁護に関する相談の流れのイメージになります。これは権利擁護を必要とするニーズというのは、身近なところで気づいてもらう必要があります。かつ、すぐに相談できる体制が必要であることから、支援者・関係者の知識・気づきの底上げを図りつつ、各機関が役割を果たしていくことで、負担の分散を図り、できるだけ支援が必要な人が埋もれてしまわない体制をつくっていくものです。これも少しずつ、この形にできればと思っております。

事務局からの、協議会・中核機関の説明は以上となります。

【佐久間会長】

ありがとうございます。今説明のあった中で、ご質問とかご意見とかございましたら、お願いします。

特によろしいですか。今年からということ、形はできて、動き始めてということ。質問がなければ次の議題に移らせていただきます。

次が（３）ですかね。基本計画について、八千代市の成年後見制度利用促進基本計画についてということで、こちらの方をお願いします。

【福祉総合相談課 品川主査】

お手元に資料④の八千代市成年後見制度利用促進基本計画の素案をご用意ください。こちらの計画ですが、成年後見制度の利用促進法といわれる法律や国の計画の中で、成年後見制度の利用がすすんでいくよう、市町村に対して、地域の実情に則した形で策定が求められているものになっております。

さきほど、説明しました中核機関、協議会、そしてこの市の計画といったものをつくることで、市の方向性を定め、実際に動いていくこととなります。また、この法律では条例も策定して審議会を設置することも求められているところです。

これらは、市町村の実情にあわせて、できるところから進めていって良いと示されていることから、本市においては、これまで市社協に後見業務を委託して実施していた実績やベースとなる体制があったことから、中核機関と協議会の設置を先に整えたところになります。一方で、市の計画はこれから策定することになります。

本市では、令和４年２月から体制整備の準備を進め、市の現状や課題をある程度把握していることから、それらを基にこの計画の素案を作成したところです。

また、この市の計画は、単独で策定しても、他の行政計画と一体的に策定してもよいとされていることから、本市におきましては、来年３月に策定する第２次八千代市地域福祉計画と一体的に策定する方針をとっており、地域福祉計画の中の章立ての１つとして、１０ページから１２ページのものとする予定です。

まだ、荒い素案の状態ですので、見にくさであったり、言い回しがおかしな部分もあるかと思えます。皆様には限られた時間ではありますが、八千代市の現状と課題を踏まえて、市の取組内容などに後ほどご意見をいただければと思います。

素案の内容にうつらせていただきますが、１、２ページは策定の背景やこれまでの経過ですので省略させていただき、３ページから６ページから説明します。数値は少し前のものになりますが、まず３ページですが、八千代市で成年後見制度を利用している方の人数になります。八千代市の高齢者人口は約５１、０００人、療育手帳及び精神保健福祉手帳の所持者数はあわせて約３、０００人いる中で、成年後見制度を利用している方は２８０人程度で留まっています。これは、同じ本庁管内の千葉市や市原市と比べても高齢者人口比で少ない状況です。家族等の支援により制度利用を必要としない人も多いと思えますが、制度に繋がっていない潜在的なニーズは一定数あるものと考えております。

４ページは本市の相談状況です。コロナ禍の影響も大きいので一概にはいえませんが、権利擁護連携支援センターの前身ともいえる後見支援センターや地域包括支援センターでも令和２年度に比べると相談自体は増えていない状況になっています。高齢者人口は増えている中ですので、相談にも繋がっていない現状、相談窓口を知られていない状況が伺えます。同様に、５ページの市長申立や報酬助成もほぼ横ばいといった状況です。

６ページについては地域福祉計画の策定時に実施した市民アンケート結果で令和元年度の調査との対比になりますが、こちらもほとんど変わっておりません。この数値は多少のずれはありますが、内閣府が行なった全国調査とも大体一致しています。

これらのことから、制度が知られていない、相談窓口が知られていない、その結果として相談に繋がらない、そして利用されていないといった状況が伺えます。一方で、成年後見制度は必要となる状況などにならないと知る機会も少ないと思われます。そこで、本市では、市民への周知を図るとともに、身近な地域や身近な人が困っている人に気づき、繋げていける仕組みを少しずつ作っていきたいと考えています。

そこで７ページにも繋がるのですが、この成年後見の法律の第１条では、日常生活に支障の

ある方を社会全体で支えあうことが高齢社会の課題で、共生社会の実現に資するとされています。ここは少し理想的な部分もあるのですが、地域共生社会の実現に向け、地域の様々なネットワークを活かし、権利擁護支援の地域連携ネットワークも構築して、高齢者などが成年後見制度等を利用しながら地域で暮らしていけるようにしていきたいと考えます。

取組としては、センターで実施するものや協議会の役割が大半なのですが、8～11ページに記載のとおり、普及啓発や施策の充実として、相談窓口の周知、市民向け講演会、専門職向け研修、日事との連携などを実施します。また、担い手の養成、利用しやすい運用の検討をしていきます。また、11ページのネットワークづくりやチーム支援、協議会のことを計画として掲げたいと考えております。

そして、最終ページにセンターと協議会の機能を記載し、最後に評価と推進体制について記載する形としたいと考えております。

委員の皆様には、内容のこと、構成のことであったり、具体的な数値目標を定めたほうが良いなどもご意見いただければと思います。よろしく願いいたします

#### 【佐久間会長】

ありがとうございました。今の説明に対して何か質問等のある方、お願いします。

#### 【白濱委員】

そうですね。まず資料4を見させていただくと、9ページのところにケアマネジャーの名前が出てきているので。確かに権利擁護の相談について私たちが担当しているところでは、後見制度や日常生活自立支援事業の方につなげたほうがいいかなと思う方が、居たりするのですが、実はケアマネジャーなどとなっているところがポイントなのかなと思います。8ページの市民向け講演会や専門職員研修というところにも関係してくるのですが、私たちケアマネジャーは法定研修っていうのがありまして、そこの中での権利擁護のことやいろいろ一定期間でバージョンアップされたものの研修を何年か周期に受けたりとかするということがあります。また、介護保険の話では、今年度から少し報酬が上がる特定事業所を取得していると、介護保険法以外の他法の研修会もやるようになりまして、ケアマネジャーは成年後見のことというのは非常に学ぶ機会があるのですが、事業者協議会の方として、ヘルパー、訪問介護の方を専門職と入れるのかどうかって実はポイントだったりするのではないかなと思います。

私たちケアマネジャー、また、包括の山田委員も経験があると思うのですが、後見とかを使った方がいいのではないかと話をすると、月1回しか来なかったり、たまに電話したら相談に乗ってくれる包括よりも、毎週来ているヘルパーの方の影響力が大きかったりすることがあって、後見なんかいろいろ面倒くさいみたいだよとか、お金も下ろせなくなるとか、偏った情報をヘルパーから入れられてしまうと、そこだけインプットされて、後見は危ないみたいだから、その相談はやめてくださいみたいなことを言われてしまうことがあるのですね。

なので、これを作るとき、9ページのようにケアマネジャーなどでまとめないで、ここに例えばヘルパーといった福祉職も入れていただけたらなと思いますし、専門職向け研修のところを、ぜひ、その間口を広げて、実際現場で一番相談乗っている訪問介護のヘルパーとかも参加できるようなものを企画できたらなとは思いました。

#### 【佐久間会長】

その点に関して何か関連するご意見とかがいらっしゃいますか。

#### 【福祉総合相談課 品川主査】

先日、島田台総合病院の水野委員とお話をさせていただいた際に、看護師さんなど病院の中でもそういった研修はやってもらえるのですかといったお声をいただきました。私どもとしては少しでもこの制度を知ってもらい、正直使いにくい部分もあるのは間違っていないのですが、先ほども言ったように正しく制度を知ってもらっていうところが大事かなと思っております。そういった部分で周知の裾野を広げ、間口も広げていきたいと思っております。

ご意見いただいたとおり、ヘルパーの方にも知ってもらった方がいいのだなっていうところ

は気づかせていただきました。他にも、何かこういったところでやったほうがいいのではないかとといったご意見をいただける方がいれば、助かるのですけれども。事務局としては以上です。

#### 【内田副会長】

今の話に直接というところではないのですけれども、8ページのところで成年後見制度等の普及啓発というところで、広報活動とかっていうものを書いてあります。

後見のご相談いただいて、ご本人さんどこに伺うと、関係者の方として、市役所の高齢者の支援課の方や包括の方がいらっしゃって、半年ぐらいの期間をかけて、ご本人さんたちに後見制度というのは、こういう制度だよっていうのを、お話を何回も話をされている状況にあります。

もちろん、それはすごく我々にとってはありがたいのですが、実際の問題として、後見制度を利用するとなった場合にはまず申し立てというところで、うちの場合ですけれども、弁護士にお願いして、申立書を作っていただくことになります。

当然、それには費用、それから後見業務をやっていくところでの経費もこれもかかってくる。そして1年に1回、報酬をご本人からいただくことになる。お金がなければ、助成制度を使いますけれども、必ず報酬というのは、1年に1回出てくる。やはり、その市役所や包括の方たちは、お金の部分はあまり話すことはない。やはり、一番大事なものは後見人になったら、あなたの財産をうちの会社がお預かりしますよっていうことととても大事なところ。費用がかかるとか、後見の仕事は財産管理なので、当然財産をお預かりするということ。ご本人さんたちの納得ですね、そういったところもすごく大事なところ。そういったところも考慮に入れながら、お話の方作っていただければなというふうに思います。

#### 【佐久間会長】

ありがとうございます。他には。

#### 【市川委員】

直接計画に関わることかどうかわからないのですが、私は今、本庁のエリアのコーディネーターをやっている中で、八千代市というわけではなく聞いていただきたいのですが、要介護5の状態、特養に緊急措置で入っている虐待案件で、補助の申し立てというのがありました。そこで大分矛盾がないかというので、家庭裁判所の方とやりとりをしているケースがございます。

要介護5の判定が出るということは、認知的なレベルもかなり低くなっているはずなので、補助類型というのは大分わかるけれども誰かにちょっと手伝ってもらわなきゃならないという類型になりますよね。そういった方に要介護5がでるわけがない。ここはおかしいなと思ったら、八千代市ではなかったのですが、市長申し立てにすると3ヶ月もかかるから、本人申し立てでやるために、ドクターに頼んで作ってもらっていたということがありました。結局、市町村長の申し立ては、いろんな段階を全部1つ1つきちんと確認を取って、それも何人もの方のチェックをして、申し立ての方に進んでいくので、数ヶ月はかかるのだらうと思うのですが、そうすると、虐待とかで緊急に入ったために、その間、施設の方にお金は払われない状態になるわけです。早くこれを片付けたいという気持ちもわかるのですが、だからといって補助人がついて、そこまでできるのだらうかといったコーディネーターが今年度も入っているですね。

これは八千代市内だけの話ではないのですが、もうちょっとレベルアップができないのかなって。スピードを少し上げていただければ、後見になっていて市長申し立てになったとしても、もう少し早く、緊急性があるということで進めていくっていうようなことができればと思います。本人の能力と類型が合っていないというようなことはよくあります。

また、要介護5が出たときにはものすごい状態が悪いときの認定だったので、今きつと良くなっている可能性もあるなっていうのがあったとしても、事務所の方から依頼が来たときには違うのかなという感じでした。そういう何かおかしなあつて思うようなことも受けなきゃならないのだらうか、でも、受けなくちゃ本人がかわいそうというのはすごくよくわかるのですけど。

先ほど看護師にも情報をいう話がありましたが、私も病院に行って、後見人になりましたとご挨拶に行ったら、看護師からあの人におつき合すると何十万円もお金持ってっちゃうから付き合わない方がいいって、被後見人に言っている看護師さんがいました。これも1回2回ではないので、やはり、お金がかかるという認識の方がどうしても後見制度にはあるのだろうと思います。本人から接見禁止といわれるといったことも、本人の認知能力の低さからくるものだったのですが、ありましたので。他の方で看護師やヘルパーといった方々から後見になって、よくわかんない人がきたよと。社会福祉士はどちらかっていうと先生方と違ってラフな格好で来ることが多いものですから、だから何か胡散臭いと思われているのは仕方がないのかなあと思うのですが、そういった方々まで、後見人ってこういうことをする、最終的には本人のためになるために動いているということを何かの形で理解していただく方法がないかなというふうに思いました。

#### 【山田委員】

すいません。少し反論みたいに聞こえたら大変申し訳ないのですが、包括支援センターの方で申し立て支援っていうところを行なっている中で、正直先ほどの費用に関してもお伝えはして、作成段階や報酬のことも説明するようにはしているつもりです。まだ、そういった部分で足りないようであれば、どのようにアナウンスすればよいのかというもお知恵を借りられたらと思います。あと、先ほどの類型のお話に関しては、私は包括支援センターの代表で出ていますが、そういう意味では私個人の意見になりますが、類型によってご本人の認められている権利の範囲は異なりますが、こちらの都合でこの類型にしてくれというのは考えにくいかなと思います。少なくとも私たちの方では、精神科医の先生にはこちらで持っている情報は開示させていただいて、その類型に則した対応を取っていきこうという形でやっているつもりではありません。

ただ、おっしゃった通り、後見人に対する理解、やはり私たちも相談を受けるとお金がかかるのでしょとご返答いただくことが相談者の方から多くくると、やっぱり進めていく上で、どうしても金銭部分がネックになるということもわかっております。制度の理解、先ほどおっしゃっていた権利を守るために使っているのだよっていうところも、もう少し周知して、周りの理解を促進できていけたらいいなと感じました。

#### 【佐久間会長】

ありがとうございます。現場レベルの非常に濃い話でした。悩ましい問題なのですけど、類型をどうするかという問題もあることなので、機会があればそういう議論もできればなと思いますが、とりあえず、この基本計画素案について何か意見はありますか。

#### 【水野委員】

いろいろお話をうかがわせていただいて、相談に繋がらない、潜在的な方たちに対して、どう掘り起こしていくかっていうところは、皆さんに共通して、課題にも出せるだろうなというところは感じました。

私は病院で働いていて、そういう環境にいますので、その対象となる方たちが誰をキーパーソンにして、そこに相談してみようかなというのはそれぞれ違うと思うので、親族の方もいれば、ヘルパーだったりもいると思います。やはり、その方に一番近い環境にいる方の影響力は大きいのだろうなというふうに思っております。

私もソーシャルワーカーで働いていて、相談室に居るのですが、全員になかなか関わられるわけではないので、看護師からちょっとこういう方必要だよとか、先生から入った方がいいのではないとかいった話が、すごい大きな材料になっているっていうのは感じています。やはり個人の資質もあると思うんですけれども、看護師はやはりその辺で患者さんに平日頃、接していたりとか、家族の方の対応も病院の中では多くなってきましたので、看護師向けに、後見制度の一般理解というところを広めていくと、ヘルパーもそうだと思うのですが、1つちょっと効果的なものができたりするのかなというのには思いました。

また、病院のソーシャルワーカーというのはスピード感っていうところはみんな持っていると思うのですが、スピード感というのは一概に早くすればいいっていうものではないと思うの

ですが、意思決定の流れの部分だったり、その中で関わる時間をなるべく短縮できる方法とか、協力体制とか、そういったところは今後のこの体制づくりの中で、継続して検討していたらとありがたいかなというふうに思います。

#### 【佐久間会長】

ありがとうございます。他にありますか。

それでは最後に私が感じたことになりましたが、今までの意見も話していますが、まず広報に関してはですね、どこに広報・周知するのかは問題になって、一般市民の方に周知するのも大事だけれども、やはり繋がり、早期発見できる場にいる方、さきほど出たケアマネやヘルパー、あと病院関係者っていうところは大事だねっていう話は必ず出るので、そういう研修とか、周知の方法とか候補先っていうのは、いろいろ検討していただけるといいのかなと思います。分けるって感じですよ。一般は一般、専門は専門で、検討していただけるといいのかなと思います。

あと、これは個人的に感じる場所ですが、よく言われる日常生活自立支援事業との連携っていいですけど、これやると結構、社協の負担が結構重くなります。日自でも手一杯ということも結構あるんですけど。ここは人とお金とか問題もあるので、そういう支援は必ず必要となってくるのかなあとと思います。他の市とかで、特に法人後見とか増えてくるとそっちはそれで手一杯でこれ以上、どうしても持てませんとかそういうキャパの問題とかも出てきますので、そういうところもよく考えながら、進めてかなきゃいけないかなとは思っています。

あと、八千代市の現状詳しく調べていなくて、とりあえずお話し申し上げますが、報酬助成のいわゆる要件的なものが八千代市はどうなのかわかんなくて、いわゆる近隣市と比べて要件がきついのか、それとも比較的甘いのか、その辺の比較とかがわからないのですが、仮に比較的、厳しいのであれば、その辺の制度拡充を検討するとそういうのを入れてもらえるといいのかなと思ったりもしました。

特に報酬助成の問題で、結局ぎりぎりのライン超えてしまった方、適当に収入があって助成の対象じゃないのだけど生活ぎりぎり、後見人をつけたらその報酬はどこから出るのかというように、いわゆる境界層的な方の問題があるので、その辺をうまく段階的に助成額を減らすとかそういう工夫しているところもあったりするということもあります。報酬助成は、受けるほうにしてみれば非常に大きいので、そういうところは少し検討・調査していただき、必要があれば改善していただけるといいのかなと思いました。

あとは、現在は素案段階なのであれなんですけど、ゆくゆくは最近流行りで数値目標を作るんですかね。

#### 【福祉総合相談課 品川主査】

そうですね。他の市町村の計画を見ると、本当に市によって様々で、先ほど言ったように本市の計画としては10ページから12ページで地域福祉計画に含ませる形なのですが、この形をとっているところと単独で策定しているところは千葉県内だと半々ぐらいかなと思います。千葉市は地域福祉計画にまとめていて、そうするとやはり10ページから12ページなので、数値目標とかを多く入れていくと根拠の資料も含めてそれだけでいっぱいになってしまうのかなと思っています。佐久間会長が携わっている市原市は単独で策定していて、この計画だけで数十ページの計画になっていますので、この計画を立てられているような項目はそれぞれ数値目標を入れていたりしています。

他市では申し立ての件数や報酬助成とかいろいろな数値を入れているところが最近が多いので、相談件数の部分など、素案の時点では入れてなかったのですが、入れられる範囲のものは少し入れてみたほうがいいのかと個人的には思っております。数値がないと計画の進捗で結果や評価なども少し曖昧になってしまうと思うので、そこら辺の部分はちょっと考えたいと思っております。まだ素案の段階ですが、ただ時間もそんなにあるわけではないので、今日いただいた意見とかをまとめて、もう少し醸成したものを、委員の皆さんにはお手数をおかけするのですが1回メールでお送りしたいと思っております。次の協議会が冬を予定しており、その協議会では計画に十分に反映できなくなりますので、それまでの間に1回ご意見をいただく形はとりたいなと思っております。それまでに他市の計画の状況をもう少し研究して

作りたいと思っております。

**【佐久間会長】**

数値っていうのは私個人的に入れればいいのではない項目もあるかなと思っっているのですけどなんか聞くと、やはり数字がないと議会とかでなかなか説明しづらいというお話も聞いたことがあるので、それは、八千代市の実情に応じて適宜やっていただけるといいのかなと思いません。

他にないということよろしいですか。

**【福祉総合相談課 品川主査】**

皆様からいただいた意見を踏まえて事務局でもう一度この内容や構成の方を検討させていただきたいと思えます。

そのあと1度修正したもの、ある程度形になったものを先ほどお伝えしましたけれども、皆様にメールさせていただきたいと思えますので、お手数おかけしますが、ご協力いただければと思えます。よろしくお願いたします。

**【佐久間会長】**

以上で予定されていた協議事項は終わりということですかね。皆さんありがとうございます。事務局、よろしくお願いたします。

**【福祉総合相談課 春田課長】**

本日は長時間にわたりましてご協議いただきまして、ありがとうございます。

この協議会も権利擁護連携支援センターも4月からまだ始まったばかりで、皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと思えますが、ご協力の方、今後もよろしくお願いたします。

第2回の協議会につきましては、先ほど冬ごろという形でご報告させていただきましたが、開催の2ヶ月前を目安にご連絡させていただきたいと思えます。

また、一部の委員の皆様には開催の案内時に書類の提出をお願いしているかと思えます。協議会終了後にご提出をお願いいたします。事務局の方から連絡事項は以上になります。

**【佐久間会長】**

では、本日の協議会は終わりということよろしいですか。では皆さん、ありがとうございます。